

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更理由

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という）の改正による岩手県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴い、基本構想を見直し、その一部変更をするものである。

### 市町村基本構想の変更内容

- (1) **第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標**
  - ・文章・数値の修正。
- (2) **第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**
  - ・個別経営体の経営指標について修正。
  - ・集落型の農地所有適格法人の経営指標の修正。
  - ・新たに農業経営を開始する青年等の経営指標の修正。
  - ・リーディング経営体の経営指標の修正。
- (3) **第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備に関する事項**
  - ・農業を担う者の確保及び育成の考え方の新設。
  - ・九戸村が主体的に行う取組の新設。
  - ・関係機関との連携・役割分担の考え方の新設。
  - ・就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保のための情報収集・相互提供の新設。
- (4) **第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**
  - ・農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の新設。
- (5) **第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項**
  - ・法第18条の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項の新設。
  - ・農地中間管理事業の実施の促進に関する事項の削除。
  - ・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項の削除。
- (6) **第6 その他**
  - ・変更なし
- (7) **別紙1（第5の1（1）⑥関係）**
  - ・変更なし
- (8) **別紙2（第5の1（2）関係）**
  - ・変更なし
- (9) **全体に係る変更**
  - ・名称の変更
  - ・目次及びページ数の追加
  - ・誤字・脱字の修正